

八街市規則第 29 号

八街市市民意見公募手続の実施に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八街市協働のまちづくり条例（平成 29 年条例第 17 号）第 16 条の規定による市民等からの意見の公募（以下「市民意見公募手続」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、八街市協働のまちづくり条例の例による。

(市民意見公募手続の対象)

第 3 条 市民意見公募手続を行う政策等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総合計画その他市政に関する基本的な計画の策定又は改廃
- (2) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の創設又は改廃
- (3) 市政に関する基本的な方針を定める条例の制定
- (4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (5) 公共の用に供される主要な施設の基本計画の策定

2 前項各号に規定する政策等であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民意見公募手続を行わないことができる。

- (1) 軽微なもの
- (2) 定期的に行うもの
- (3) 緊急を要するもの
- (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 3 項の規定により議会に付議するもの
- (5) 納付すべき金銭について定める条例の制定又は改廃
- (6) 予算の定めるところにより決定する金銭の給付又は貸付けに関する条例の制定又は改廃
- (7) 法令又は条例の規定により、市民意見公募手続に準ずる市民参加の手

続が行われるもの

(政策等の案の公表)

第4条 市は、市民意見公募手続を行うときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 政策等の名称及び目的
- (2) 政策等の案の概要
- (3) 政策等を理解するために必要な資料
- (4) 次条第2項各号に掲げる事項を公表する場合は、その旨

2 公表は次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (2) 公表に係る対象施策を所管する市の機関の事務室における閲覧及び配付
- (3) 市役所及び図書館並びに市が指定する場所における閲覧及び配付
(意見提出者)

第5条 市民意見公募手続において、意見を提出することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民意見公募手続に係る政策等に利害関係を有する者

2 意見の提出は、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 市内に住所を有する者にあつては、氏名及び住所
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体にあつては、当該事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者名
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者にあつては、氏名及び住所並びに当該事務所又は事業所の名称及び所在地

(4) 市内に存する学校に在学する者にあつては、氏名及び住所並びに当該学校の名称及び所在地

(5) 市民意見公募手続に係る政策等に利害関係を有する者にあつては、氏名又は事務所若しくは事業所の名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び市民意見公募手続に係る政策等の利害関係の内容

(意見提出の方法及び期間)

第6条 市は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、意見の提出を受け付けるものとする。

(1) 市が指定する場所への書面の提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) その他市が認める方法

2 意見の提出を受け付ける期間は、第4条第1項の規定による公表の日から起算して30日以上とする。ただし、市が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(提出意見の公表)

第7条 市は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の各号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、提出された意見の中に八街市公文書公開条例（平成12年条例第1号）第9条各号に掲げる事項に該当する情報が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(1) 提出された意見の概要

(2) 提出された意見に対する実施機関の見解

(3) 第5条第2項各号に掲げる事項を公表する場合は、当該事項

2 前項の規定による公表については、第4条第2項の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。